

壱岐市農業委員会定例会（令和４年３月）

議 事 録

1. 開催日時 令和４年３月２５日（金） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員長 外 農業委員 １６名
4. 欠席委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
 - 第２．議案第１２号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 議案第１３号 農地法第５条の規定による許可申請について
 - 議案第１４号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第１５号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第１６号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第１７号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第１８号 農業委員の辞任に係る同意について

7. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今より令和４年３月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・ ・ 委員さん、・ ・ 委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は１９名中１７名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより早速、議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいで

しょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・委員、・・委員をお願いを致したいと思います。
よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、1頁をお願い致します。

議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用ありません。

それから、3件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

4番 土地の所在

郷ノ浦町坪触 字小下シ	・・・・	地目	田	面積	6 9 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	4 8 2 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	7 6 1 m ²
郷ノ浦町坪触 字藤内田	・・・・	地目	田	面積	1 8 6 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	9 6 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	1 9 6 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	3 1 1 m ²
郷ノ浦町坪触 字中尾	・・・・	地目	田	面積	4 2 8 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	1, 2 7 4 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	2 2 3 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	2 1 4 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	1 4 4 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	4 8 8 m ²
計 田が13筆で4, 8 7 2 m ²					

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が15,702㎡、畑が20,593㎡、計36,295㎡です。

申請理由

譲渡人 現に耕作、管理している譲受人に売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。

農機具は、耕運機、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有されてあります。

農作業暦は本人31年、父母共に53年です。通作距離は遠いもので500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、既に飼料を作付けてあり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月22日に・・委員さんと譲受人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 はい、皆さんお早うございます。先月はすいません。急きょ（牛の）お産の介助で欠席させて頂きました。申し訳ありませんでした。

只今の件であります。地主の・・さんの所がお母さんの後取の息子さんも亡くなられて、こちらに誰も身内がおられない状況になりまして、耕作を代わりに・・さん、実際は・・・・・さんのお父さんになる訳ですけどその方が、全部生前贈与を息子さんの方にされておまして、お父さんの方が農業の特に牛飼いをされてありまして、特に放牧を壱岐でも先進的に25、6頭放牧だけでやっておられます。現に一部は飼料を作付けてある訳ですけど一部小さい水田につきましては、周りが荒れ地になってしまっていて誰も作る人はいません。

・・さんは、建設業をされてありまして、機械も揃っているのだから1枚位にしてからやろうかなあと耕作放棄地の解消になるかと思います。誰かが作

れば、そうやって周りの人もみんなでやろうかという気になろうかと思いますので、大変良い傾向ではないかと思っております。皆さん方のご承諾をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第12号4番は決定致します。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局 はい、5番 土地の所在

郷ノ浦町坪触 字佛田 地目 田 面積 210㎡

同じく 地目 田 面積 205㎡

計 田が2筆で 415㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が718㎡、畑が5,197㎡、計5,915㎡です。

申請理由

譲渡人 申請地に隣接する田を所有する譲受人に売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付け及び野菜栽培です。

農機具は、耕運機、田植え機、稲刈り機、脱穀機、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人30年、父母共に60年です。

通作距離は1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月22日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 はい、引き続いてですけども、これも同じく・・さんの方からの譲渡になります。直ぐ隣に・・さんの田んぼがありまして、実際、・・さんの田んぼは2

筆となっておりますが、現在は土地改良をした為に1枚になって、水面の高さも同じで畦で仕切ってあるだけです、容易に・・・さんの田んぼと並べて1枚にすることが出来るようで周りも全部田んぼで以前までは荒れておりましたが、最近皆さん整備された良い年なので、荒れ地を無くす意味でも良いかと思ひます。皆さんのご承諾をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第12号6番は決定致します。

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。6番 土地の所在

勝本町東触 字松尾		地目	田	面積	5 2 5 m ²
同じく		地目	田	面積	5 3 3 m ²
同じく		地目	田	面積	6 9 3 m ²
同じく		地目	田	面積	5 1 9 m ²
同じく		地目	畑	面積	1 8 4 m ²
同じく		地目	田	面積	6 9 0 m ²
勝本町東触 字星山		地目	田	面積	1 8 1 m ²
同じく		地目	田	面積	1, 0 0 6 m ²
同じく		地目	田	面積	1, 0 1 8 m ²
勝本町東触 字水畑		地目	田	面積	8 8 9 m ²
勝本町東触 字崎新田		地目	田	面積	1, 0 2 9 m ²
同じく		地目	田	面積	1, 5 8 0 m ²
同じく		地目	田	面積	2, 2 5 1 m ²

田が12筆で10,914 m²、畑が1筆で184 m²、計13筆で11,098 m²

譲渡人、.....

譲受人、.....

経営地は、田が17,908 m²、畑が6,244 m²、計24,152 m²です。

申請理由

譲渡人 後継者である譲受人に贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、ジャイロ、転圧ローラ、軽トラを所有されてあります。田植え機、コンバインは共同のものを利用されてあります。

農作業暦は本人、26年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月22日に・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

皆さんお早うございます。担当の・・・です。事務局の説明の通り22日にお父さんと現地を確認致しました。

子供さんは、今、勝本町の認定農業者でもありますので、何ら問題は無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第12号6番は決定致します。

続きまして、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、3頁をお願いします。

議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

7番 土地の所在

郷ノ浦町永田触 字永田 ・・・・ 地目 畑 面積 440㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 家族4人でUターンして壱岐市に移住する予定だが、両親との同居は困難なため、申請地を父より譲り受けて、住宅を建てたい。というものです

権利の設定内容は、贈与です。

農振地域外の農地で農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。

3月22日に、・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っており

ます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。・・担当の・・です。事務局の説明の通り２２日に譲渡人のお父さんと現場を確認致しました。

譲受人の一岐さんの住所は北九州市になっておりますが、家族４人で既に壱岐に来られてお父さん達と同居されてあるそうでありますが、手狭ということで、お父さんの申請地を譲り受けて自分達の家を建てたいという事であります。

申請地の周りは住宅ばかりであります。

また、污水处理関係は下水管に接続されるという事で周辺には何ら問題はないかと思しますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第１３号７番は意見を付して進達致します。

続きまして、８番の説明を求めます。

事務局 はい、８番 土地の所在

郷ノ浦町物部本村触 字石倉 ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 １，５６１㎡

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 申請地を祖父から譲り受けて、牛舎、運動場、飼料置き場として利用したい。というものです

権利の設定内容は、贈与です。

農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て令和３年３月９日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は８頁から１０頁です。

用途区分の変更時（令和３年２月１８日）に、・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 はい、皆さんお早うございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り昨年２月の定例会の折に農用地区域の区分変更申請につきまして、ご承認を頂きました案件です。

・・さんは、令和元年に認定農業者にもなられ本格的に肉用牛繁殖経営にと

りくみたいという事で30頭規模の繁殖牛舎等を建築して取り組みたいという事であります。

3月17日に本人に確認しました所、承認頂き次第、取り掛かりたいという事でした。

皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第13号8番は意見を付して進達致します。

続きまして、9番の説明を求めます。

事務局

はい、4頁をお願いします。9番 土地の所在

石田町池田東触 字船底 地目 畑 面積 476㎡

同じく 地目 畑 面積 283㎡

同じく 地目 畑 面積 60㎡

計 畑が3筆で819㎡となり、一般住宅の面積要件500㎡を超えておりますが、進入路が343㎡ありますので、宅地面積は476㎡となります。

転用目的 一般個人住宅及び通路

譲渡人、.

譲受人、.

申請理由 現在、借家住まいのため、申請地を買い受けて、住宅及び通路を整備したい。というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農振地域外の農地で農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。

3月22日に、. . 委員さんと譲受人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

. . 委員

議長。

議長

はい、. . 委員。

. . 委員

はい、皆さんお早うございます。地区担当の. . です。只今、事務局から説明があった通り3月22日に現地確認を行いました。

. . さんは、小学校の先生をされてありまして、昨年壱岐に赴任されてご家族3人で借家にお住まいであります。

今回、ご両親の宅地の前に自分の家を建てたいということであります。

平家建てで合併浄化槽も設置される計画でありますので、何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし

ようか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第13号9番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第14号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、14頁をお願いします。

議案第14号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

5番 土地の所在、

芦辺町箱崎大左右触 字平江ノ本の一部 地目 畑 面積
1, 002㎡のうち596㎡

で一般個人住宅の500㎡を超えておりますが、法面部分が77㎡、進入路として24㎡利用する計画になっておりまして、住宅部分の有効面積は495㎡となります。

除外目的、住宅用地

申請人、.

申請理由、申請地を自宅の住宅用地として整備したいため、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。

3月22日に・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・委員。

・・委員

皆さんお早うございます。担当の・・です。今、事務局から説明がありました通りで私が話すような事はありませんけど、長男さんと次男さん2人おられまして、長男さんは海外に居りまして、この・・と言われる方が次男さんでございまして、消防署に勤務されてあります。今、説明の通り前畑、そこに本家家はあるのですが、親父さんが言われるには、「今頃の若手は、近頃流行の家を作りたいのだろうなあ、折角、ここに本家家はあるのだけど」と言っておりました。リビングルームが広くて、中はフラットになっている。そういう家を作りたいとそして親さんの今後の面倒をみたいというような事でございますので、何ら問題はないと思いますので、皆さんのご承認をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号5

番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第15号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、18頁をお願いします。

議案第15号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、

郷ノ浦町有安触 字田ノ頭 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 397㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由、申請地に農業用機械倉庫を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は19頁から21頁です。3月22日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・委員。

・・委員

はい、お早うございます。皆さん。今、説明のあった通りでございますけれども、法人として有安地区で立ち上げられまして、現在の所、機械設備は個人の家で保有しているそうでございまして、今後の農地の拡大それから機械設備の充実という事で農業用施設として機械倉庫を作りたいという事で申請があっております。周囲については、空き家ばかりで何の影響もないようでございましたので、何らいう事はないというふうに考えております。

皆さんのご審議をお願いします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第15号1番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第16号と議案第17号は一括して説明させていただきます。22頁をお願い致します。

議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

23頁～24頁の令和4年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度22頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田の新規が2筆で6,966㎡、10年間の田の新規が8筆で6,319㎡、田の更新が9筆で8,915㎡、畑の新規が1筆で100㎡、賃貸借権設定の合計が20筆で22,300㎡、使用貸借権設定の5年間の田の新規が5筆で2,108㎡、畑の新規が3筆で3,206㎡、使用貸借権設定の合計が8筆で5,314㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、25頁をお願い致します。議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。26頁～27頁の令和4年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度25頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第16号で説明致した通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第16号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であります。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第16号と議案第17号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第18号「農業委員の辞任に係る同意について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、28頁をお願いします。

議案第18号「農業委員の辞任に係る同意について」

農業委員の辞任に係る同意について、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、市長より意見を求められたので、審議のうえ意見を付し

て回答をする要がある。

この度、鯨伏地区の・・・委員より令和4年2月25日付けで辞任願いが提出されました。

よって辞任について、農業委員会の同意を求めるものでございます。辞任の理由は持病が重症化し、農業委員の業務遂行が困難になったためということであります。ここ何か月かお休みになっている状況でもあります。

農業委員会等に関する法律第13条第1項により「委員は、正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞職することができる」となっております。

なお、2月25日に市長の同意を得ておりますことを申し添えておきます。

昨年11月29日に会長と私で自宅を訪問して状況をお聞きしましたが、歩行も困難になったという事で、やむを得ない事情と判断を致しております。

後、11カ月の任期がありますが、補充は行わず、次の改選まで欠員のままで勝本地区の3人の農業委員さん方のご協力のもとに、運営したいと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明でございますが、勝本地区の農業委員さん方のご協力を頂くという事でございます。よろしいですか。

【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第18号は決定いたします。

・・・委員 議長。一ついいでしょうか。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 今回、ご病気で辞職されるという事でございますが、病気の時ここは、見舞いというのではないのでしょうかね。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 委員会としてお見舞いは考えてはおりませんでした。皆さん方で一緒にお見舞いをしたいという事であれば、皆さん方のご意見をお聞きして事務局でとりまとめをしたいと思いますのですがどうでしょうか。【お願いします。の声あり】事務局で取りまとめてお渡しするように致します。

議長 それでは、その他の件をお願いします。

事務局 ①4月の定例会の日程 令和4年4月25日（月）9時～

②令和4年度の予算について（島外旅費、流動化補助金）

③農業委員の町毎の割り振り人数確認

④活動記録簿の件

⑤昨日、令和4年4月1日付けの人事異動の内示があった事の報告

議長 研修旅行の件ですが、コロナの第7波も心配ですが、コロナは収束しない訳ですから、都合よくして行かなければ何事も行動できませんので、皆

さんから早めにこうしようと特に畜産関係の方は草の取り入れとか、色々忙しくなりますので、合間が出来た時に3年で1回も行かないという事にもなりませんので、最後でしょうから是非、皆さん前もって色々な意見を出して頂いて、早く実行出来れば実行したいと思っております。よろしくお願い致します。

外、皆さんから何かございましたら。

- ・・委員 転作の補助金の関係で話題になっておりますが、今年度から5年間水張りをしなかった水田は、6年目からは補助金は支払わないという事で、・・農水大臣の時に決められたが、・・さんも今回辞められるし詳しいことが分かりましたら次回にでも教えて頂きたいと思います。WC Sを作っても補助金があるのかないのか。それも該当するのかしないのか。

事務局 実行組合長をもっておりまして説明を受けたので、私から説明させていただきます。今、・・委員さんが言われた事ですが、転作を出している所の水張りを5年以内に、令和4年から令和8年までにとという話であります。どこかで一回水張りをして、またそれから5年間のうち1回水張りを行うという事になっております。令和8年に水張りを行うという事で申請して頂ければ、令和8年までの間は出るという事になっていきます。令和4年にしたら令和9年にはまた、水張りをしなければならないという形になっております。今後どうなるのかという所でWC Sにつきましては、今の所、令和4年は出るという事になっております。水張りの作物にWC Sで良いのかというは、令和5年度からどうするのかという事です。令和4年に皆さん方の意見を聞いてから変更になるのではないのかという事とこの水を張らなければならないというのも、もしかしたら変更になるかもしれないという所です。今の所5年という縛りが出てはいますけど、又、来年度になったら話が変わるかもしれないというのが、説明会の内容でありました。

- ・・委員 それは、WC S用専用の米を作った時の話で、食用米を作れば水田としてみなす訳でしょう。その早刈りをする事については何も出てないという事でしょう。

事務局 そうです。

- ・・委員 現実には、・・地区辺りは開田をしておいて、田の中にパイプを入れただけで水田とみなしている所が一杯ある訳で、その問題が出て、このようになったという話はだいたい聞いております。

- ・・委員 昨日、会議があつて認定農業者の会長も言っておりましたが、政府がいう通りそのままWC Sの問題ですけども通らせても一寸反発すると色々情報紙なんかを見ている、これですーとやってきていた所が、とてもではないが成り立たないというような意見が多かった。私達、現場の人間として、それを国にみんな反対しているという、訴える場所がありません。だから農業委員会辺りがそういうのをやってもいいのではないかと農業委員会は別物でしょうが、農業に携わる者の関係者としては、意見をまとめるとか、そういうのをやって

欲しいなと思います。

議長

国は農業委員会の意見が一番、農業会議も上の方はございますが、農業委員会の方に色んな意見はあがっております。私も12月に県下の会長5人で東京に行きました。・・さんが農林大臣で5分位お会いしまして、皆さんのそういうご意見を申し上げました。大臣はコロコロ変わりますから官僚ほど勉強してないから大変難儀をしているという事でした。皆さんの色んな要望、基本は農業者が国土を守っております。後継者のできないそういう面も色々ございます。やはり農業所得をもう少し上がるような、小さな農地を作ってまで生活できるという事はないですけど、ある一定の努力をされる方は、所得の補償をするという事でない。第一こうして有事になった時は、色んな食料特に商売をしている者は、例えば、天ぷら粉一つも上がって参りますし、やはり今の日本の受給率から申しますともう少し国も農業を保護じゃないですけど、激励する意味でやってもらわないと今のままでは、農業後継者ができないので、是非これは、全国の農業会議でいきわたるように会議も年2回いきますが、やはり色んな所から声がでます。

皆さん現場の声を是非、上に吸いあげて頂くようお願いをして、皆さんからも声を出して頂きたいと思います。

政治家の方にも農業の理解をしてもらわないと私達、農業者がどうのこうのという訳ではなくて、日本のそういう生活がいざ有事の場合、皆さん出来ないようになりますので、皆さん声をあげて頂きたいと思います。ところで私達が言うと自分たちの農業を守る為に、言っているような感覚で受け取られるのですけど、そうではなくて私達は、皆さんに供給する為に努力しておる訳ですから是非それを皆さんで言って頂きたいと思います。政治家の方にお会いしますけどやはり農業経験が詳しい人と一般の政治家では中々農業はわからない人も居られます。皆さんそういうご意見をよろしく、私も月に1回県の会議に出席しておりますので、その場で申しあげて、政治の方に反映させて頂くように皆さん方のご協力をお願いします。

- ・・委員 私が30位の時に昔は3割義務転作だったでしょう。多用途米は買ってでも出せという時代でありました。そういう時分に無理やり転作をさせておいて、それから何十年転作しているから、マルチ掛けたりして、わざと水が溜まらないようにして田でも少し真ん中を高くして作っている所を今更水入れても田にはならないのですよ。高低が絶対無理です。というような事も言って下さい。

5年以上転作していたら簡単に水田にはならないですよ。

議長

現場でそういう仕事をされている方でないとわからないですよ。ところが猫の目行政と言ってコロコロ変わるものですから農家もついて行くのに大変です。

- ・・委員 今の60、70代の人が若い時に義務転辺りは絶対知っていますね。よろしくをお願いします。

・・委員 要は補助金をカットしたいのでしょうか。財政的な事が一番だと思います。会長さんが言われたようにキャリアの農業経験者が少ないものですから農業に対する理解がない。政治家と言っても農林水産大臣もコロコロ変わるでしょう。2、3年で変わったりするものですから、いよいよキャリアの言う通りです。

・・委員 大都会程、政治家が沢山でているので、農業を知らない。
議長 皆さん方から外にご意見ございませんか。それでは皆さんご繁用の中ですから、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】
大変お疲れでございました。